

平成二十年四月二十二日受領
答弁第二九二号

内閣衆質一六九第二九二号

平成二十年四月二十二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する第三回
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出長期欠勤をしている外務省職員に対する外務省における対応等に関する第

三回質問に対する答弁書

一、三及び四について

御指摘の職員の具体的な休暇取得の詳細についてのお尋ねであれば、当該職員のプライバシーに関する情報であることから、お答えすることは差し控えたい。御指摘の「高校講座」は、御指摘の職員が休暇を取得していない日に公務として行ったものであり、何ら問題ないと考えている。

二について

御指摘の職員が休暇等により不在の場合には、所属部局の幹部職員等の事務負担についても勘案した上で、これらの幹部職員等にその事務を代行等させている。